

広島県告示第三百八十六号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第四十八条第六項第三号の規定による食品衛生管理者養成施設及び食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第九条第一項第一号の規定による食品衛生監視員養成施設を次のとおり登録した。

令和八年三月三十日

広島県知事 横 田 美 香

名 称	所 在 地	登 録 年 月 日
広島女学院大学人間生活学部管理栄養学科食品衛生管理者及び食品衛生監視員養成課程	広島県広島市東区牛田東四丁目一三番一号	令和八年三月六日